平成２５年（フ）第５４２７号
大阪市旭区赤川４丁目21番33号
債務者　隅田　勝重
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４２９号
大阪市阿倍野区橋本町３番11号　森文化102号
債務者　八坂　和宏
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７号
千葉県松戸市岩瀬２番地の２　サンハイツ高橋201号
債務者　前田　美佐
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０７号
千葉県柏市酒井根４丁目３番８号
債務者　遠藤　　潤
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市明徳町４丁目２番33―106号
債務者　出口亜聡子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番５号　ポテンシャルⅡ201号
債務者　水元　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１９３６号
愛知県春日井市上条町10丁目2763番地２
債務者　吉田　隆好
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２００５号
愛知県半田市昭和町２丁目21番地　セントラル昭和205号、住民票上の住所愛知県半田市昭和町２丁目21番地　ピアチェーレ205号
債務者　杉本　知行
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４５号
青森県弘前市大字三世寺字色吉329番地２
債務者　神尾　隆彦
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２０２２号
名古屋市中川区下之一色町字宮分138番地
債務者　利見　康範
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３８号
名古屋市西区南川町264番地の３　コーポ照201号
債務者　柴田　和江
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０号
広島県福山市曙町５丁目22番35号　レオパレスＡＵＲＯＲＡ104
債務者　岡　由美子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６８１号
北九州市小倉北区神幸町３番30―105号
債務者　村木　美香
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８９号
福岡県遠賀郡水巻町古賀３丁目10番27号
債務者　西原　君江
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６９１号
北九州市若松区東二島３丁目４番20号
債務者　石上　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９号
山口県周南市大字呼坂1170番地の１　市営第２勝間住宅Ａ―201号
債務者　三枝　真弥
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２０３４号
名古屋市熱田区青池町２丁目36番地
債務者　北見　操子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２号
青森県八戸市大字尻内町字尻内河原25番地12
債務者　畑中美恵子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係